

令和4年5月24日

公 告

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊北海道補給処
調達会計部長 池 崎 学

一般競争入札について下記のとおり実施するので、陸上自衛隊が示す「入札及び契約心得（令和4年3月24日）」等関係事項を承諾のうえ参加されたい。

記

1 競争入札に付する事項

(1) 品名等

品 名	規 格	単 位	数 量
くさりほか57件 別紙第1「内訳書」のとおり			

(2) 納 期 令和4年11月30日

(3) 納 地 陸上自衛隊 北海道補給処

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和4年度有効の全省庁統一競争参加資格「物品の販売」の「A」、「B」、「C」又は「D」の格付を保有し、北海道地域に競争参加資格を有するものであること。

(4) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(5) 別紙第2「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等」に該当しない者であること。

3 契約条項等を示す場所

契約条項及び「入札及び契約心得」については、北海道補給処調達会計部に掲示するほか、北海道補給処ホームページにも掲載する。

4 競争入札執行の日時及び場所

(1) 日 時 令和4年6月24日（金）10時00分

(2) 場 所 陸上自衛隊北海道補給処 調達会計部入札室

5 落札決定方法

(1) 総額により決定する。

(2) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、同額の場合は抽選とする。

6 保証金に関する事項

(1) 入札保証金は免除する。

ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従った契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

(2) 契約保証金は免除する。

ただし、契約者が「入札及び契約心得」に従った契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10を違約金として徴収する。

7 入札の無効

(1) 第2項に示した競争に参加するために必要な資格のない者がした入札

(2) 入札に関する条件に違反した入札

(3) 入札金額、入札者及び担当者氏名、連絡先の記載がない入札書

(4) 入札開始時刻に遅れたもの、又は郵便入札において本公告に示す期限を過ぎて到着した入札書

(5) 電話、電報及びFAXによる入札

(6) 暴力団排除に関する誓約を実施していない者の入札及び誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

8 契約書の作成

落札決定後、関係法令等に基づき契約書を作成する。

9 その他

(1) 入札書の記載要領等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。）を加算した金額をもって契約価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を記載する。

なお、落札決定は、消費税抜きの金額で発表する。

(2) 郵便入札

ア 郵便による入札参加を推奨（コロナウイルス感染防止のため）

イ 郵便入札の要領等

(ア) 送付先

〒061-1393 恵庭市西島松308

陸上自衛隊北海道補給処調達会計部契約課

(イ) 送付期限

令和4年6月23日（木）17時00分（必着）

- (ウ) 送付要領
 - a 入札書は、「くさりほか57件」と朱書された小封筒の中に入れて封印をする。
 - b 上記aの入札書が入った小封筒と資格決定通知書(写)を郵送用封筒に入れて配達証明できる郵便又はメール便にて送付する。
- (イ) 到着の確認
 - 郵送入札を行う者は、発送した後契約課担当者に到着の確認を行うものとする。
- (3) 再度入札
 - ア 郵便による入札者がいない場合、直ちに実施する。
 - イ 郵便による入札者がいる場合
 - (7) 再度入札の実施日時
 - 令和4年6月29日(水) 13時00分
 - (イ) 郵便入札の要領
 - a 送付期限
 - 令和4年6月28日(火) 17時00分(必着)
 - b その他の要領
 - 初度の入札と同様
- (4) 資格決定通知書に関し、本年度初めて当補給処の入札に参加する者又は記載内容に変更のあった者は、当該「写」を入札開始までに提出する。(FAX可)
- (5) 代表者以外の入札者は、委任状を入札開始までに提出すること。
 - 〒061-1393 恵庭市西島松308
 - 陸上自衛隊北海道補給処調達会計部契約課(担当:大宮)
 - 電話 0123-36-8611(内線5257)
- (6) 公告掲示場所
 - ア 掲示板
 - (7) 島松駐屯地
 - (イ) 恵庭、千歳、札幌各商工会議所
 - イ 北海道補給処ホームページ
 - <http://www.mod.go.jp/g sdf/nae/nadep/dep.html>
- (7) 公告掲示期間
 - 令和4年5月24日～令和4年6月24日

内 訳 書

No.	品 名	規 格	単 位	数 量
1	くさり	整備所天幕, 一般用 外径12mm×8.5mm (輪13個, 1輪3cm, 両端リング付)	EA	8
2	打込みハンマ、天幕用	整備所天幕 (一般用) くい打ち用	ST	13
3	ちょうナット	整備所天幕 (一般用) M12	EA	10
4	ちょうナット	整備所天幕 (一般用) M8 RC20	EA	4
5	打ち込みハンマー柄	整備所天幕 (一般用) 柄: 500mm	PC	31
6	ビニロンテープ	業務用天幕, 一般用 杉織一つ山OD 1×25 (50m)	MT	150
7	スリーブ	業務用天幕, 一般用 JIS G 3446	EA	10
8	ハンマ	業務用天幕, 一般用 両口ハンマ	ST	27
9	ハンマ本体	業務用天幕, 一般用 2Kg	EA	17
10	ハンマー柄	業務用天幕, 一般用 かし 長さ600mm	PC	7
11	先端ゴム	業務用天幕, 一般用 塩化ビニル合成ゴム (ハンマ用)	EA	5
12	先端金属製	業務用天幕, 一般用 JIS G 3101 SS400 (ハンマ用)	EA	5
13	ナット	業務用天幕, 一般用 M8	EA	10
14	バックル	業務用天幕, 一般用 黒色又はOD色 おす, めす ポリアセタール樹脂	PR	120
15	一本コキ尾錠	業務用天幕, 一般用 黒色又はOD色 ポリアセタール樹脂	EA	20
16	ビニロンテープ	業務用天幕2型, 一般用 杉織一つ山 OD 1mm×20mm (50m巻)	MT	200
17	補修テープ	業務用天幕, 一般用 6cm×2m OD色 アクリル系接着	PC	5
18	補修用テープ	業務用天幕, 一般用 12cm×2m OD色 アクリル系接着	PC	1
19	つり下げ金具	業務用天幕, 一般用 入口扉つり下げ用	EA	4
20	換気口しん材	業務用天幕, 一般用 ポリカーボネート製	SH	8
21	梁	業務用天幕, 一般用 長さ: 2150mm	EA	3
22	くい抜き工具	業務用天幕, 一般用 長さ: 1000mm	EA	11
23	くい抜き	業務用天幕, 一般用 JIS G 3101	EA	3
24	ファスナ	業務用天幕2型, 一般用 TS-GT2-B009 8VS OP OD 1500mm 入口上部止め用	PC	4
25	ファスナ	業務用天幕2型, 一般用 8VS OP OD 1950mm	PC	1

内 訳 書

No.	品 名	規 格	単 位	数 量
26	ファスナ	業務用天幕2型, 一般用 TS-GT2-B-012 8VS OP O D 2050mm 側面幕接続用	PC	8
27	ファスナ	業務用天幕2型, 一般用 TS-GT2-B-013 8VS OP O D 5100mm 側面幕接続用	PC	7
28	D環	業務用天幕2型, 一般用 TS-GT2-B-031 40mm OD 四隅張網用及び峰部張網用	EA	8
29	キャップ付きUナット	業務用天幕2型, 一般用 TS-GT2-F-001 M6 JIS G 4303	EA	64
30	キャップ付きUナット	業務用天幕2型, 一般用 M8 JIS G 4303 TS-GT2- F-002	EA	21
31	スリーブ	業務用天幕2型, 一般用 TS-GT2-F-007 JIS G 34 46	EA	2
32	スリーブ (脚-3)	業務用天幕2型, 一般用 $\phi 8 \times 1$ L=34	EA	3
33	スリーブ (軒-3)	業務用天幕2型, 一般用 $\phi 10 \times 1$ L=6.5	EA	9
34	十字穴付きなべ小ねじ (梁-5)	業務用天幕2型, 一般用 M5 \times 20	EA	3
35	六角穴付きボルト	業務用天幕2型, 一般用 M8 JIS G 4303	EA	8
36	六角穴付きボルト (梁-7)	業務用天幕2型, 一般用 M8 \times 51	EA	1
37	六角穴付ボルト (峰-13・軒-5)	業務用天幕2型, 一般用 M8 \times 55	EA	12
38	樹脂カラー: $\phi 30 \times 10.75$	業務用天幕2型, 一般用 TS-GT2-F-010	EA	1
39	樹脂カラー (峰-18 軒-2)	業務用天幕2型, 一般用 $\phi 20 \times 6.75$	EA	12
40	十字穴付き皿ねじ	業務用天幕2型, 一般用 TS-GT2-F-011 M5	EA	40
41	六角ボルト	業務用天幕2型, 一般用 梁. 19 M8 \times 40	EA	1
42	六角ボルト	業務用天幕2型, 一般用 脚. 4 M6 \times 45	EA	4
43	六角穴付きボルト	業務用天幕2型, 一般用 TS-GT2-F-016 M6 \times 46 J I S G 4303 (峰-12)	EA	8
44	六角穴付きボルト (脚-5・峰-4・峰-12・軒-4・軒-16)	業務用天幕2型, 一般用 M6 \times 46	EA	41
45	スベリ止めテープ	業務用天幕2型, 一般用 脚. 9 50 \times 172	MT	5
46	ロープ止め	業務用天幕2型, 一般用 TS-GT2-F-018	EA	22
47	ロック金具	業務用天幕2型, 一般用 TS-GT2-F-022 3t (軒10)	EA	13
48	ロックばね	業務用天幕2型, 一般用 $\phi 1.8$ TS-GT2-F-029	EA	2
49	ロックバネ (峰-3・軒-12)	業務用天幕2型, 一般用 $\phi 1.8$ TS-GT2-F-029	EA	17
50	平座金	業務用天幕2型, 一般用 TS-GT2-F-031 M10 JIS G 4303	EA	4

内 訳 書

No.	品 名	規 格	単 位	数 量
51	丸ゴム	業務用天幕2型, 一般用 TS-GT2-F-036 φ32	EA	4
52	角ゴム	業務用天幕2型, 一般用 TS-GT2-F-037 30t	EA	1
53	安全栓	屋根型覆い幕 スチール製 JIS G 3123 SGD41-D 全長95.8mm	EA	1
54	くい類包装袋	屋根型覆い幕 600mm×400mm	SH	2
55	丸環	業務用天幕, 2号(改) TE-2-1	EA	6
56	煙突支持環	業務用天幕, 2号(改) 105mm	EA	1
57	六角ボルト M6×10	業務用天幕2型, 一般用 TS-GT2-F-015 伸び止めテープ留め金具. 3	EA	20
58	はとめ(柱受金用おす)	屋根型覆い幕 TE-1-10	EA	10

装備品等及び役務の調達に係る指名停止等

- 1 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 資本関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更生法、（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2) 人的関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更生会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

- (3) (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の設置の効果を事実上滅殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合